

元車・御影大橋地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		元車・御影大橋地区まちづくり計画
対象となる区域		御影町、中村町、中央通町、長町2丁目、長町3丁目、長土堀2丁目及び長土堀3丁目の各一部
区域の面積		約2.7ha
まちづくりの目標		<p>本地区は、犀川の美しい流れと医王山等への眺望を有し、金沢駅と金沢南部とを結ぶ主要な幹線道路沿道に位置している。</p> <p>本まちづくり計画は、水と緑とふれあう空間をつくり、人々がいきいきと暮らす「潤いのあるまち」を実現することを目標に定めるものである。</p>
まちづくりの方針		「都市ルネッサンス石川・都心軸整備事業」における元車交差点の線形改良と御影大橋の架け替えに伴い「浪漫の風ふく街づくり」をテーマとしてデザインされた沿道景観と調和した商業・オフィス・住居が共存したまちづくりを推進していく。
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） ゴルフ練習場、バッティング練習場等の運動施設 （2） コンテナ形式のカラオケボックス等、景観を損なう施設 （3） 勝馬投票券発売所、場外車券売場等の賭博施設 （4） 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号（キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業に限る。）、第4号（まあじゃん屋等）及び第5号（ゲームセンター等）に掲げる営業の用に供するもの （5） ストリップ、ラブホテル、アダルトショップ等の性風俗施設 （6） 自動車教習場、畜舎等騒音や悪臭等を発生するおそれのある施設 （7） 倉庫業を営む倉庫 （8） 作業場の床面積が50㎡を超える工場（作業場の床面積が300㎡以下の自動車修理工場を除く。） （9） 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設（貯蔵・処理の量が非常に少なく、その用途に供する床面積が3,000㎡以下の施設を除く。）
	敷地の一体利用	土地の細分化による建て詰まりの防止やゆとりある沿道景観の形成を目指し、既存の敷地を分割しないよう、できる限り一体利用に努める。
	高さの最高限度	<p>建築物の高さの最高限度を20m（5～6階建て程度）とする。ただし、次の各号に掲げるすべてに該当する場合は31m（8～9階建て程度）まで緩和することができる（伝統環境保存区域を除く。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 塔状建築物でないもの（高さが間口の4倍を超えないもの） （2） 金沢市景観審議会の意見を聴いて、都市景観形成上支障がないと認められたもの
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>【建築物等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層建築物（1～3階建て）の屋根は2/10以上の勾配屋根とするように努める（附属建築物は除く。）。 ・建築物等の外壁の色はグレー・茶を基調とし、屋根の色は、黒・グレーを基調とした落ち着いた色調とする。

住 み 良 い ま ち づ く り を 推 進 す る た め に 必 要 な 事 項	建築物等の 形態又 意匠の制 限	<p>【広告物等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物等（広告幕やのぼり旗、立看板等の仮設的な広告を含む。）は自家広告で、地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫し、都市景観上支障のないもので、次に該当するものとする。 ① 屋上に広告物等を設置してはならない。 ② 建築物等の壁面を利用する場合は、広告物の上端は地上から 6m以下とする。また、表示面積は 10㎡以下とする。 ③ 建築物等の外壁から突出して設置する場合は、1棟につき 1縦列のみとし、外壁から幅 1.0m以下、広告物の下端は地上から 2.5m以上とする。また、歩道及び道路部分へはみ出して設置してはならない。 ④ 自己の敷地内に独立広告を設置する場合は、高さ 6m以下、1面 5㎡以下、合計 10㎡以下とする。 ⑤ ネオンサインは、設置してはならない。 ⑥ 一敷地当たりの広告物の表示面積の合計は、建築物の 1方向ごとに壁面鉛直投影面積 3/10 以内（15㎡に満たない場合は 15㎡以内）とする。
	垣又はさくの 構造の制 限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路鳴和三日市線に面して、垣又はさくを設ける場合は、生け垣を基本として緑化を行うもので、地盤面からの高さが 1.5m以下のものとする。また、高さが 0.6m以下の石、レンガその他これらに類するものと植栽と組み合わせるもので、全体の高さが 1.5m以下のものとする。 ・ 都市計画道路鳴和三日市線に面する駐車場や空き地には、出入り口以外の箇所上記に掲げる垣又はさくを設ける。
	駐車場の修景	<p>駐車場を設ける場合は、デッドスペース等の緑化に努める。また、舗装面にカラーアスファルトや透水性舗装を用いる等、環境や沿道景観との調和に努める。</p>
	建築設備	<p>室外機などの建築設備は、街並みの連続性に配慮し、目隠しなどを行うことや、建築のデザインの中に取り込むなどの工夫をして、道路から目立たないようにする。</p>
	その他(バリアフリー)の 配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗、飲食店などを建築する場合は、歩道からの段差を無くし、バリアフリーに十分配慮する。 ・ 自動販売機を設置する場合は、周辺の街並みとの調和を図る。 ・ 店舗や飲食店は、ショーウィンドウなどを工夫して街並みの魅力づくりに努める。 ・ ペランダやバルコニー、窓先には、季節の花などによる緑化に努める。 ・ 閉店時や夜間にも街並みに貢献するように照明などを工夫する。

● このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、平成 14 年 4 月 5 日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成 16 年 9 月 1 日及び平成 29 年 3 月 30 日に一部変更しました。

● これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」及び「金沢市屋外広告物等に関する条例」、に基づく手続きが必要となる場合があります。

